

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱

(制 定 平成30年 4月 2日 20180314 財保第2号)
(一部改正 令和 3年 5月 13日 20210507 財保第2号)

第1章 総 則

(通則)

第1条 休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、長期にわたり安定的かつ効率的な鉱害防止事業を実施し、休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。以下同じ。）に係る鉱害を防止するため地方公共団体が行う鉱害防止事業におけるエネルギー使用合理化事業を促進し、及び第26条第1項各号に掲げる鉱山に係る鉱害を防止するため坑廃水処理を行う者（以下「坑廃水処理事業者」という。）に対し、当該坑廃水処理施設におけるエネルギー使用合理化事業に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る坑廃水処理における消費エネルギー量の削減を図ることを目的とする。

第2章 地方公共団体に対する補助

(交付の対象)

第3条 産業保安監督部長及び産業保安監督部支部長又は那覇産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長」という。）は、前条の目的を達成するため、休廃止鉱山のうち鉱害を防止する義務を有する者が、無資力であり、又は現存しないもの（以下「補助対象鉱山」という。）について、地方公共団体が実施する鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を予算の範囲内において補助金として交付する。

2 前項の補助金の額は、補助対象経費の4分の3を限度とし、補助金の交付決定額の下限は事業の実施が特に必要と認められるものを除き、原則100万円とする。

(補助対象事業及び費用)

第4条 前条第1項の交付の対象となる鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業（以下「補助事業」という。）の内容は次の表のとおりとし、事業費の費目、費目の内容及び算定基準は、別表1に定めるところによる。

補助事業の種類		事業の内容
鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業	A 鉱害防止事業	坑廃水の集水、導水又は処理（沈でん物のたい積等を含む。）施設におけるエネルギー使用合理化設備の設置又は改修並びにこれらに附帯する事業
	B 坑廃水処理設備改修	坑道及びたい積場等鉱山施設に起因する坑廃水の処理設備におけるエネルギー使用合理化改修及びこれに附帯する事業

（交付の申請）

第5条 地方公共団体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1の補助金交付申請書に様式2の事業計画書及び様式3の事業費明細書を添えて要綱附則に定める地域を所轄する産業保安監督部長に別表2に定める期限までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 地方公共団体は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく状況報告、第14条の規定に基づく事故の届出、第16条に基づく着手又は再開の届出、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第20条第1項若しくは第2項の規定に基づく支払請求又は第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）、については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 産業保安監督部長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第8条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令又は第24条第3項の規定に基づく承認又は同条第5項に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付の決定の通知）

第8条 産業保安監督部長は、交付を決定したときは、その内容及び条件を記載した様式4の交付決定通知書をもって補助金の交付を申請した地方公共団体に通知するものとする

る。

- 2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 産業保安監督部長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた地方公共団体は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請取下げをしようとする地方公共団体は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に様式5の取下届を産業保安監督部長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第10条 第8条の決定を受けた地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は、様式6の補助事業の計画変更承認申請書を産業保安監督部長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を廃止又は90日以上中止しようとするとき
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）
 - (3) 経費の配分を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）
- 2 産業保安監督部長は、前項の変更を承認したときは、その内容及び条件を記載した様式7の計画変更承認通知書をもって補助事業の変更承認を申請した補助事業者に通知するものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、産業保安監督部長に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、産業保安監督部長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 産業保安監督部長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたこと

を知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は産業保安監督部長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を産業保安監督部長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 産業保安監督部長が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が産業保安監督部長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、産業保安監督部長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が産業保安監督部長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 産業保安監督部長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 産業保安監督部長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、産業保安監督部長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、産業保安監督部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業年度の事業の毎四半期（第4四半期を除く。）の進捗状況を当該四半期の終了後20日以内に様式8の事業進捗状況報告書をもって産業保安監督部長に報告しなければならない。

(事故の届出)

第14条 補助事業者は、次に掲げる場合は、産業保安監督部長に様式9又は様式10をもってその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

- (1) 補助事業の着手時期を著しく延期しようとするとき（様式9）
- (2) 補助事業を30日以上中止しようとするとき（様式9）
- (3) 補助事業が予定期日までに完了できないと見込まれるとき（様式10）

（産業保安監督部長の指示）

第15条 産業保安監督部長は、前条の届出を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、様式11により届出をした補助事業者に必要な措置を遅滞なく指示するものとする。

（着手又は再開の届出）

第16条 補助事業者は、次に掲げる場合は、様式12により産業保安監督部長に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- (1) 第8条第1項の交付の決定に基づき補助事業に着手したとき
- (2) 第10条第1項の承認を受けて中止した補助事業を再開したとき
- (3) 第14条の指示を受けて延期又は中止した補助事業に着手又は再開したとき

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式13の実績報告書に様式14の事業報告書及び様式15の事業費決算書を添えて産業保安監督部長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が翌年度に繰り越される場合は、前項の規定に準じて当該年度の実績報告書等を提出するほか翌年度以降の補助事業の遂行計画を翌会計年度の4月30日までに産業保安監督部長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、産業保安監督部長は期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定等）

第18条 産業保安監督部長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、様式16により補助事業者に通知しなければならない。

- 2 前項の補助金の確定額は、補助対象経費について費目ごとの実支出額に4分の3を乗じて得た額と費目ごとに配分された経費に対応する補助金の額を比較して、いずれか少ない方の額の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。
- 3 産業保安監督部長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じ

て年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式17により速やかに産業保安監督部長に報告しなければならない。

2 産業保安監督部長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく返還については、前条第4項の規定を準用する。

(支払の請求)

第20条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、第18条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、様式18の精算払請求書を経済産業大臣（補助対象鉱山の所在地が沖縄県であるものに限る。以下同じ。）又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了以前に、これに必要な経費の一部の支払を受けようとするときは、様式19の概算払請求書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(経 理)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿に記載するとともに、会計帳簿及び収支に関する証票類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第22条 産業保安監督部長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは補助金の交付の決定を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定又は変更の承認に際して付した条件に違反したとき

(2) 第10条第1項、第13条、第14条、第16条若しくは第17条の規定又は第15条の指示に違反したとき

(3) 補助金をその交付の対象となっている用途以外に使用したとき

(4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 補助事業が完了する見込みがないとき

(6) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 産業保安監督部長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 産業保安監督部長は、前項の返還を命ずるとき（第1項第6号に掲げる場合を除く。）は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18条第4項の

規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式20による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について、第17条第1項に定める報告書に、様式21の取得財産明細書を添付しなければならない。

4 産業保安監督部長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用による増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号の規定に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。)に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式22による財産処分承認申請書を産業保安監督部長に提出して承認を得なければならない。

4 補助事業者は、第2項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分することにより収入があったときは、遅滞なく様式23による財産処分収入報告書を産業保安監督部長に提出しなければならない。

5 産業保安監督部長は、前項の収入があったときは、その収入の一部の納付を補助事業者に対して命ずることができる。ただし、納付を命ずることのできる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。

6 前項の納付については、第18条第4項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履

行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

第3章 坑廃水処理事業者に対する補助

（交付の対象）

第26条 産業保安監督部長は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる鉱山（以下「坑廃水処理補助対象鉱山」という。）において坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理設備改修事業であつて、関係地方公共団体が実施する必要があると認めるものについて、当該事業に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の部分（以下「坑廃水処理設備改修補助対象経費」という。）の一部を予算の範囲内において補助金として交付する。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 鉱業権の消滅している鉱山

(2) 鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山

2 前項の補助金の額は、坑廃水処理設備改修補助対象経費の4分の3を限度とし、補助金の交付決定額の下限は事業の実施が特に必要と認められるものを除き、原則100万円とする。

（補助対象事業及び費用）

第27条 前条第1項の交付の対象となる坑廃水処理設備改修事業（以下「坑廃水処理設備改修補助事業」という。）の内容は、坑道及びたい積場等鉱山施設に起因する坑廃水の集水、導水又は処理（沈でん物のたい積等を含む。）施設におけるエネルギー使用合理化設備改修並びにこれに附帯する事業とし、事業費の費目、費目の内容及び算定基準は、別表1に定めるところによる。

（交付の申請）

第28条 坑廃水処理事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、様式24の補助金交付申請書に様式25の事業計画書及び様式26の事業費明細書を添えて要綱附則に定める地域を所轄する産業保安監督部長に別表2に定める期限までに提出しなければならない。

2 坑廃水処理事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（坑廃水処理補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29条 坑廃水処理補助事業者は、第30条の規定に基づく交付の申請、第32条の規定に基づく申請の取下げ、第33条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第36条の規定に基づく状況報告、第37条の規定に基づく事故の届出、第39条に基づく着手又は再開の届出、第40条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第42条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第43条第1項若しくは第2項の規定に基づく支払請求又は第46条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)、については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第30条 前条の規定により行われた交付申請等に係る第31条第1項の規定に基づく通知、第33条第1項の規定に基づく承認、第38条の規定に基づく指示、第41条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、第42条第2項の規定に基づく返還命令、第45条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令又は第47条第3項の規定に基づく承認又は同条第5項に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付の決定の通知)

第31条 産業保安監督部長は、補助金の交付を決定したときは、その内容及び条件を記載した様式27の交付決定通知書をもって補助金の交付を申請した坑廃水処理事業者に通知するとともに、交付決定通知書の写しを関係地方公共団体の長に送付するものとする。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 産業保安監督部長は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 産業保安監督部長は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 産業保安監督部長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第32条 第31条第1項の通知を受けた坑廃水処理事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請取り下げをしようとする坑廃水処理事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に様式28の取下届を産業保安監督部長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第33条 第31条第1項の交付の決定を受けた坑廃水処理事業者（以下「坑廃水処理補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は、様式29の坑廃水処理設備改修補助事業の計画変更承認申請書を産業保安監督部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 坑廃水処理設備改修補助事業を廃止又は90日以上中止しようとするとき
- (2) 坑廃水処理設備改修補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）
- (3) 経費の配分を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）

2 産業保安監督部長は、前項の変更を承認したときは、その内容及び条件を記載した様式30の計画変更承認通知書をもって坑廃水処理設備改修補助事業の変更承認を申請した坑廃水処理補助事業者に通知するとともに、計画変更承認通知書の写しを関係地方公共団体の長に送付するものとする。

(契約等)

第34条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、坑廃水処理設備改修補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、産業保安監督部長に届けなければならない。

3 坑廃水処理補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、坑廃水処理設備改修補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 坑廃水処理補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、坑廃水処理設備改修補助事業の運営上、当該事業者でなければ坑廃水処理設備改修補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、産業保安監督部長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、坑廃水処理補助事業者は産業保安監督部長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、坑廃水処理設備改修補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、坑廃水処理補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第35条 坑廃水処理補助事業者は、第31条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を産業保安監督部長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承

継させてはならない。ただし、特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 産業保安監督部長が第41条第1項の規定に基づく確定を行った後、坑廃水処理補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、坑廃水処理補助事業者が産業保安監督部長に対し、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、産業保安監督部長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、坑廃水処理補助事業者から債権を譲り受けた者が産業保安監督部長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者による債権譲渡後も、坑廃水処理補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら坑廃水処理補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて坑廃水処理補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、産業保安監督部長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令第42条の2の規定に基づき、産業保安監督部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第36条 坑廃水処理補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業年度の事業の毎四半期（第4四半期を除く。）の進捗状況を当該四半期の終了後20日以内に様式31の事業進捗状況報告書をもって産業保安監督部長に報告しなければならない。

(事故の届出)

第37条 坑廃水処理補助事業者は、次に掲げる場合は、様式32又は様式33をもって産業保安監督部長にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(1) 坑廃水処理設備改修補助事業の着手時期を著しく延期しようとするとき（様式32）

(2) 坑廃水処理設備改修補助事業を30日以上中止しようとするとき（様式32）

(3) 坑廃水処理設備改修補助事業が予定期日までに完了できないと見込まれるとき（様式33）

(産業保安監督部長の指示)

第38条 産業保安監督部長は、前条に基づく届出を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、様式34により届出をした坑廃水処理補助事業者に必要な措置を遅滞なく指示するものとする。

(着手又は再開の届出)

第39条 坑廃水処理補助事業者は、次に掲げる場合は、様式35により産業保安監督部長に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- (1) 第31条第1項の交付の決定に基づき坑廃水処理設備改修補助事業に着手したとき
- (2) 第33条第1項の承認を受けて中止した坑廃水処理設備改修補助事業を再開したとき
- (3) 第37条の指示を受けて延期又は中止した坑廃水処理設備改修補助事業に着手又は再開したとき

(実績報告)

第40条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業が完了した日、若しくは坑廃水処理設備改修補助事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに様式36の実績報告書に様式37の事業報告書及び様式38の事業費決算書を添えて産業保安監督部長に提出しなければならない。

- 2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業が翌年度に繰り越される場合は、前項の規定に準じて当該年度の実績報告書等を提出するほか翌年度以降の坑廃水処理設備改修補助事業の遂行計画を翌会計年度の4月30日までに産業保安監督部長に提出しなければならない。
- 3 坑廃水処理補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、産業保安監督部長は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第41条 産業保安監督部長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、様式39により坑廃水処理補助事業者に通知するとともに確定通知書の写しを関係地方公共団体の長に送付するものとする。

- 2 前項の補助金の確定額は、坑廃水処理設備改修補助対象経費について費目ごとの実支出額に4分の3を乗じて得た額と費目ごとに配分された経費に対応する補助金の額を比較して、いずれか少ない方の額の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。
- 3 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、坑廃水処理補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第42条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式40により速やかに産業保安監督部長に報告しなければならない。

2 産業保安監督部長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく返還については、前条第4項の規定を準用する。

(支払の請求)

第43条 坑廃水処理補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、第41条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、様式第41の精算払請求書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 坑廃水処理補助事業者は、前項の規定にかかわらず、坑廃水処理設備改修補助事業の完了以前にこれに必要な経費の一部の支払を受けようとするときは、様式42の概算払請求書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(経 理)

第44条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業の経理については、坑廃水処理設備改修補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿に記載するとともに会計帳簿及び収支に関する証票類を坑廃水処理設備改修補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(交付決定の取消し等)

第45条 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者が次の各号の一に該当するときは補助金の交付の決定を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定又は変更の承認に際して付した条件に違反したとき

(2) 第33条第1項、第36条、第37条、第39条若しくは第40条の規定又は第38条の指示に違反したとき

(3) 補助金をその交付の対象となっている用途以外に使用したとき

(4) 坑廃水処理設備改修補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 坑廃水処理設備改修補助事業が完了する見込みがないとき

(6) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、坑廃水処理設備改修補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(7) 別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 産業保安監督部長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 産業保安監督部長は、前項の返還を命ずるとき(第1項第6号に掲げる場合を除く。)は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第41条第4項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第46条 坑廃水処理補助事業者は、取得財産等については、坑廃水処理設備改修補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 坑廃水処理補助事業者は、取得財産等について、様式43による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 坑廃水処理補助事業者は、取得財産等について、第40条第1項に定める報告書に、様式44の取得財産明細書を添付しなければならない。
 - 4 産業保安監督部長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

- 第47条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 施行令第14条第1項第2号の規定に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び耐用年数省令に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
 - 3 坑廃水処理補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式45による財産処分承認申請書を産業保安監督部長に提出して承認を得なければならない。
 - 4 坑廃水処理補助事業者は、第2項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分することにより収入があったときは、遅滞なく様式46による財産処分収入報告書を産業保安監督部長に提出しなければならない。
 - 5 産業保安監督部長は、前項の収入があったときは、その収入の一部の納付を坑廃水処理補助事業者に対して命ずることができる。ただし、納付を命ずることのできる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
 - 6 前項の納付については、第41条第4項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第48条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、坑廃水処理設備改修補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理設備改修補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。坑廃水処理補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も坑廃水処理補助事業者による違反行為とみなす。

- 3 本条の規定は坑廃水処理設備改修補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第49条 坑廃水処理補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

（指定鉱害防止事業機関等による坑廃水処理の実施）

第50条 産業保安監督部長は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「特措法」という。）第13条第1項の規定により経済産業大臣が指定する者（以下「指定鉱害防止事業機関」という。）が坑廃水処理設備改修補助事業を坑廃水処理補助事業者から引き継いで実施する坑廃水処理補助対象鉱山については、第26条から第49条の規定は指定鉱害防止事業機関について準用するものとする。この場合において、「坑廃水処理事業者」とあるのは「指定鉱害防止事業機関」と、「自己の採掘活動」とあるのは「指定鉱害防止事業機関に坑廃水処理事業を引き継いだ坑廃水処理事業者の自己の採掘活動」と読み替えるものとする。

- 2 産業保安監督部長は、特措法第30条第1項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、他の指定鉱害防止事業機関及びその他の経済産業省令で定める者（以下「機構等」という。）が坑廃水処理設備改修補助事業を指定鉱害防止事業機関から引き継いで実施する坑廃水処理補助対象鉱山については、第26条から第49条の規定は機構等について準用するものとする。この場合において、「坑廃水処理事業者」とあるのは「機構等」と、「自己の採掘活動」とあるのは「最初に指定鉱害防止事業機関に坑廃水処理事業を引き継いだ坑廃水処理事業者の自己の採掘活動」と読み替えるものとする。
- 3 第1項又は前項の坑廃水処理補助対象鉱山のうち、別表4に掲げる坑廃水処理補助対象鉱山については、第26条中、「自己の採掘活動」とあるのは「特措法第13条第3項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入」と読み替えるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成30年度予算に係る補助事業から適用する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北海道	北海道産業保安監督部長 （第18条第1項及び第2	北海道産業保安監督部長 （第18条第1項及び第2

	項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部東北支部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、東北経済産業局長。)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、長野県、東京都、神奈川県、山梨県、千葉県	関東東北産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、関東経済産業局長。)
岐阜県、愛知県、三重県、石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中部経済産業局長。)
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿産業保安監督部近畿支部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿産業保安監督部近畿支部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、近畿経済産業局長。)
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中国経済産業局長。)
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国産業保安監督部四国支部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国産業保安監督部四国支部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、四国経済産業局長。)
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州産業保安監督部長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、九州経済産業局長。)
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	那覇産業保安監督事務所長 (第18条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)

求書を提出する場合に限る。)	求書を提出する場合にあっては、経済産業大臣)
----------------	------------------------

附則

1. この要綱は、令和3年5月13日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きは、なお従前の例による。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北海道	北海道産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、東北経済産業局長。)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、関東経済産業局長。)
岐阜県、愛知県、三重県、 石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中部経済産業局長。)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を

	提出する場合に限る。)	提出する場合にあっては、近畿経済産業局長。)
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中国経済産業局長。)
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、四国経済産業局長。)
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	那覇産業保安監督事務所長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、経済産業大臣)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、坑廃水処理設備改修補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表1. (第4条及び第27条関係)

事業費算定基準

費目	費目の細目	費目の細目の内容及び算定基準
<p>1. 本事業費 2. 附帯事業費</p>	<p>(1) 直接事業費</p>	<p>直接事業費は、箇所又は事業種類により各事業部門を事業種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材料費及び直接経費の3要素について積算する。</p> <p>イ 労務費 労務費は、事業の実施（坑廃水処理設備改修補助事業の場合を含む。以下同じ。）に直接必要な労務の費用とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第2項の規定によって承認を受けた設計単価及び歩掛（以下「承認単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって承認単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。</p> <p>ロ 材料費 材料費は、事業の実施に直接必要な材料の費用（購入場所から現場までの運搬費を含む。）とし、承認単価及び歩掛により算定する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。</p> <p>ハ 直接経費 直接経費は、事業の実施に直接必要な(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる経費とし、それぞれに定めるところにより積算する。</p> <p>(イ) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、事業の実施に直接必要な電力、電灯使用料及び用水使用料（基本料を除く。）とする。</p>

	<p>(2) 共通仮設費</p>	<p>(ハ) 機械経費</p> <p>機械経費は、事業の実施に直接必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）とし、「補助事業等に係る工事設計書の作成について（昭和34年4月1日建設省発会第107号建設事務次官通知）」三(1)別紙「補助事業等請負工事機械経費積算要領」により積算し、その他の器具等の経費（機器費（単体又はその他の付属品と組み合って一つの機能を発揮できる機器等の費用をいう。）を含む。）についてはこれに準じて積算する。</p> <p>イ 共通仮設費の各項目の積算</p> <p>共通仮設費の各項目の積算は、次の(イ)から(ト)までに掲げる費用で各事業部門に共通的なものとし、それぞれに定めるところにより事業種区分ごとに積算する。</p> <p>(イ) 運搬費</p> <p>運搬費は、機械器具の運搬に要する費用及び現場内における器材の運搬に要する費用とする。</p> <p>(ロ) 準備費</p> <p>準備費は、事業の実施のための準備及び跡片付けに要する費用、調査、測量及び丁張り等に要する費用並びに伐開、整地及び除草等に要する費用とする。</p> <p>(ハ) 仮設費</p> <p>仮設費は、事業の実施に必要な仮道、仮橋、現場補修等に要する費用、用水、電力等の供給設備に要する費用及び機械設備の設置等に要する費用（機器費を含む。）とする。</p> <p>(ニ) 安全費</p> <p>安全費は、交通管理に要する費用、安全施設等に要する費用、安全管理等に要する費用並びに事業実施上必要な安全対策等に要する費用とする。</p> <p>(ホ) 役務費</p> <p>役務費は、土地（営繕に係る敷地を除く。）の借上げに要する費用及び電力、用水等の使用基本料とする。</p> <p>(ヘ) 技術管理費</p>
--	------------------	--

		<p>技術管理費は、品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用並びにその他技術管理上必要な資料の作成に要する費用とする。</p> <p>(ト) 営繕費</p> <p>営繕費は、現場事務所、試験室等の営繕に要する費用、労務者宿舎の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、労務者の輸送に要する費用並びに前記に係る土地・建物の借り上げに要する費用とする。</p> <p>ロ 共通仮設費の算定</p> <p>共通仮設費の算定は、「土木請負工事の共通仮設費算定基準（昭和55年2月22日建設省官技発第89号）」により算出した額の範囲内とし、「公共土木施設災害復旧事業に係る設計書の作成等について（昭和43年4月1日建設省河防発第40号建設省河川局長通知）」（以下「河川局長通知」という。）別表第1に掲げる区分に従って所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。ただし、実施に当たって河川局長通知別表第1により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した計算により算定することができる。</p> <p>(イ) 率計算による部分</p> <p>次の算定式により算出する。</p> <p>本事業費中の直接事業費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋仮設費……………A</p> <p>附帯事業費中の直接事業費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋仮設費……………B</p> <p>本事業費中の共通仮設費</p> $= A \times [(A + B) \text{ に係る共通仮設費率}]$ <p>附帯事業費中の共通仮設費</p> $= B \times [(A + B) \text{ に係る共通仮設費率}]$ <p>(ロ) 積上げ計算による部分</p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(3) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、事業の実施に当たって事業を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、河川</p>
--	--	---

<p>3. 測量及び試験費</p>	<p>(4) 一般管理費等</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税相当額</p> <p>測量及び試験費</p>	<p>局長通知別表第2に従って次の算式により算出する。ただし、実施に当たって河川局長通知別表第2により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した計算により算定することができる。また、実施に当たりやむを得ない事由により事業を分割して実施する場合には、分割して実施する部分ごとに算出することができる。</p> <p>本事業費中の純事業費……………A 附帯事業費中の純事業費……………B 本事業費に係る支給品費……………C 附帯事業費に係る支給品費……………D 本事業費中の現場管理費 = (A + C) × [(A + B + C + D) に係る現場管理費率] 附帯事業費中の現場管理費 = (B + D) × [(A + B + C + D) に係る現場管理費率]</p> <p>一般管理費等は、一般管理費及び継続運営に必要な費用とし、河川局長通知別表第3に従って次の算式により算出する。ただし、実施に当たって河川局長通知別表3により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した計算により算定することができる。また、実施に当たりやむを得ない事由により事業分割して実施する場合には分割して実施する部分ごとに算出することができる。</p> <p>本事業費中の事業原価…………… A 附帯事業費中の事業原価…………… B 本事業費中の一般管理費等 = A × (A + B に係る一般管理費等率) 附帯事業費中の一般管理費等 = B × (A + B に係る一般管理費等率)</p> <p>消費税及び地方消費税相当額は、事業価格に消費税の及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては調査、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、土地の借料、機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。</p>
-------------------	---	--

4. 用地費及び補償費	用地費及び補償費	<p>用地費及び補償費は、事業の実施に必要な土地の損料及び事業の実施によって損失を受ける者に対する補償に要する費用をいう。</p> <p>用地損料の額は打切補償に見合う額とする。</p>
5. 事業雑費	事業雑費	<p>事業雑費は、実施現場事務に必要な経費であって、その事業費（1から4までの費目の合計）に1,000分の20を乗じて得た額を上限とする。</p>
6. 事務経費	事務経費	<p>事務経費は、事業の実施に必要な地方公共団体又は坑廃水処理事業者の事務経費であって事業費（1から5までの費目の合計）に1,000分の50を乗じて得た額を上限とする。</p>

別表 2. (第5条及び第28条関係)

補助事業の種類	提出期限
<p>鉱害防止事業</p>	<p>当該年度の7月31日 ただし、関係地方公共団体の予算確保等やむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>坑廃水処理設備改修</p>	<p>当該年度の7月31日 ただし、関係地方公共団体の予算確保等やむを得ない場合は、この限りでない。</p>

別表 3. (第10条及び第33条関係)

事業内容及び経費の配分の軽微な変更

経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
<p>1. 本事業費、附帯事業費、測量及び試験費並びに用地費及び補償費の相互間における流用で流用先の経費の1割以内の変更となるもの</p> <p>2. 事業雑費及び事務経費から、本事業費、附帯事業費、測量及び試験費並びに用地費及び補償費への流用</p>	<p>次に掲げるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないもの</p> <p>1. 実施箇所の変更が事業の重要な部分に関するもの</p> <p>2. 構造及び工法の変更のうち事業の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく事業の程度を著しく変更するもの</p> <p>3. 本事業費、附帯事業費並びに測量及び試験費の事業種別の金額の2割を超える変更又は5百万円を超えるもの</p> <p>4. 事務経費のうち、食糧費の増額</p>

別表 4. (第50条関係)

坑廃水処理補助対象鉱山

鉱山の名称	事業場の名称	事業場の所在地
土畑鉱山	土畑坑水処理場	岩手県和賀郡西和賀町上野々39地割56番地の2
	土畑鉱山畑ヶ沢廃水処理場	岩手県和賀郡西和賀町上野々39地割50 岩手県和賀郡西和賀町字鷺之巣国有林

様式 1 (第5条関係)

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の住所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金
交付申請書

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費の補助金として金 円
の交付を受けたいので事業計画書及び事業費明細書を添えて申請します。

記

1. 補助対象鉱山の名称及び鉱種名
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 鉱害の状況等
 - (1) 事業を実施する箇所の状況
 - (2) 予想される鉱害の種類及び規模
 - (3) 事業を必要とする理由
5. 事業計画の概要
事業の内容、事業箇所、事業の規模等
6. 事業による効果
見込まれるエネルギーの削減効果等
7. 事業遂行計画
事業の内容、事業費等についての年次計画、事業の実施順序等
8. 事業の着手及び完了予定年月日

9. 補助事業の経費の配分及び調達方法

(単位:円)

事項 費目		補助対象経費	補助金額
支出	本事業費 附帯事業費 測量及び試験費 用地費及び補償費 事業雑費 事務経費		
	合計		
収入	国庫補助金 地方公共団体負担 その他		
	合計		

10. 添付資料

(1) 鉱害の状況を説明する資料

イ 休廃止鉱山の位置を示す図面

ロ 水質の分析値等に関する資料

ハ 事業箇所とその下流において鉱害が発生するおそれのある物件の関係を示す図面

(2) 事業実施に伴う利害関係者の同意書

(3) 事業の実施中及び完成後における安全面及び環境面に関して、責任の所在が明確となる保安管理機構表等の資料

(4) 事業の実施中及び完成後において当該事業の管理者となるべき当該人の事業及び当該施設の管理（安全面及び環境面を含む）に関する誓約書

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 2 (第5条関係)

事業計画書

(注：該当する補助事業について記載すること。)

[鉱害防止事業]

1. 補助対象鉱山の名称

2. 坑廃水流出の状況

(1) 処理すべき排出口等の鉱山施設名

(2) 処理すべき坑廃水の量及び水質

3. 鉱害防止事業の内容 (以下の例に基づき記載すること。)

(坑廃水の集水、導水若しくは処理 (沈でん物のたい積等を含む。) 施設の設置又は改修事業の場合)

(1) 集水、導水施設の構造及び仕様

(2) 坑廃水処理 (沈でん物のたい積等を含む。) 施設の種類、構造及び仕様

(3) 実施方法

(4) 使用する材料並びに機械器具の名称、種類、形式、容量及び使用台数

(5) 事業により見込まれるエネルギーの削減効果等

(附帯事業の場合)

(1) 当該事業に要する道路つけ (道路の構造、幅員、長さ等)

(2) その他の附帯事業の内容

4. 事業の実施における安全面及び環境面の管理体制及びその内容

5. 完成後の鉱害防止施設管理者

6. 添付書類

事業計画書に次の図面を添付すること。

(1) 坑廃水処理系統図 (関係河川名も明示すること。)

(2) 処理施設図 (平面図、断面図)

(3) 事業対象物件の位置図

(4) 事業計画図 (平面図、断面図)

(注) 現状と計画を区別して作成し、事業対象物件の名称、地形、付近の物件並びにかん止堤等の防護施設を記入すること。

(5) 防護施設の設計図

(6) 運搬計画図

(注)運搬先の位置、名称、地形、面積及び付近の物件を記入すること。

(7) 事業を請負わせる又は委託する場合、その契約書又は契約書（案）の写し

[坑廃水処理設備改修]

1. 補助対象鉱山の名称

2. 坑廃水流出の状況

(1) 処理すべき排出口等の鉱山施設名

(2) 処理すべき坑廃水の量及び水質

3. 事業の内容

(1) 処理の方法及び系統

イ 施設の種類、数及び最大能力

ロ 処理により沈でん物を生ずるときはその量及び処理方法

(2) 処理に要する薬剤の種類及びその投入量

(3) 処理に要する人員

(4) 処理後の目標水質及び緊急時の対策等

(5) 事業により見込まれるエネルギーの削減効果等

(附帯事業の場合)

1. 当該事業に要した道路つけ（道路の構造、幅員、長さ等）

2. その他の附帯事業の内容

4. 事業の実施における管理体制

(1) 処理事業の実施における安全面及び環境面に関する管理体制及びその内容

(2) 処理水の水質管理方法

5. 添付書類

(1) 坑廃水処理系統図（関係河川名も明示すること。）

(2) 処理施設図（平面図、断面図）

(3) 事業を請負わせる又は委託する場合、その契約書又は契約書（案）の写し

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 3 (第5条関係)

事業費明細書
(〇〇鉱山分)

1. 総括表

(単位：円)

費目	費目の細目	補助対象経費	補助金額
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小計		
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小計		
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費 税相当額 小計		
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費 税相当額 小計		
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費 税相当額 小計		
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費 税相当額 小計		
合計			

2. 個 表

事業対象物件名

(単位：円)

費目	費目の細目	補助対象経費	補助金額	備考
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小 計			
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小 計			
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計			
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計			
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計			
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計			
合 計				

- (注) 1. 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。
 2. 備考欄に費目の細目ごとに直営、委託、請負の別を記載すること。
 3. 同一細目で直営、委託、請負のそれぞれに係るものは、係るものすべてを記載すること。

3. 費目別内訳表

(1) 本事業費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(2) 附帯事業費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(3) 測量及び試験費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(4) 用地費及び補償費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(5) 事業雑費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(6) 事務経費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助
金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった〇〇〇鉱山に係る
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金については、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」と
いう。）第6条第1項及び休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助
金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定により、下記のとおり交付することに決
定したので、同法第8条及び交付要綱第8条第1の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号を
もって申請のあった〇〇〇鉱山に係るものであって、その内容は申請書記載のとおりと
する。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助対象経費又は補助金の額に
変更が生じたときは別に通知するところによる。

補助対象経費	円
補助金額	円

3. 経費の配分

(単位：円)

費 目	補助対象経費	補助金額
本事業費		
附帯事業費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
事業雑費		
事務経費		
合 計		

4. 補助金の交付を受けた地方公共団体は、適正化法、その他の法令及び交付要綱に従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第31条まで及び第33条第2項の規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者の名称及び不正の内容の公表。

5. 補助金の交付を受けた地方公共団体は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

6. 補助金の交付を受けた地方公共団体は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、事業の品質を確保することに留意すること。

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金
交付申請取下届

令和 年 月 日付け 第 号をもって休廃止鉱山の鉱害防止に係るエ
ネルギー使用合理化事業費補助金の補助金交付決定の通知を受けましたが、当該決定の通
知に係る補助金の交付の申請は、下記により取り下げます。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 取り下げようとする事業の種類
5. 取り下げの理由

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業について下記のとおり内容を変更したいので、変更部分に係る事業計画書及び変更に伴う事業費対照表を添えて申請します。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業を変更しようとする理由
6. 変更事業の内容
7. 事業の着手及び完了予定年月日

変更に伴う事業費対照表（〇〇〇鉱山分）

1. 総括表

(単位:円)

費目	費目の細目	変更前		変更後	
		補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小計				
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小計				
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費 税相当額 小計				
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費 税相当額 小計				
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費 税相当額 小計				
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費 税相当額 小計				
合計					

2. 個 表

計画を変更した事業対象物件名：

(単位：円)

費 目	費目の細目	変更前		変更後		備考
		補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額	
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小 計					
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費 税相当額 小 計					
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計					
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計					
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計					
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費 税相当額 小 計					
合 計						

注1. 様式3の費目別内訳表を対照表の形式にした費目別内訳対照表を添付すること。

2. 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。

3. 備考欄に費目ごとに直営、委託、請負の別を記載すること。

4. 同一細目で直営、委託、請負のそれぞれに係るものは、係るものすべてを記載すること。

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 7 (第10条関係)

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の
計画変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった〇〇〇鉱山に係る
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の計画変更承認申請については、
下記のとおり承認したので、交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金

補助対象経費	円
補助金額	円

2. 経費の配分

(単位：円)

費目	補助対象経費	補助金額
本事業費		
附帯事業費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
事業雑費		
事務経費		
合計		

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業進捗
状況報告書 (第 /四半期分)

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業第 /四半期の
進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類

5. 事業の進捗状況

(単位：円)

事業の内容	計画事業費 (a)	第 /四半期 末までの実施事 業費 (b)	第 /四半期 の実施事業費 (c)	進捗率 (%) $\left\{ \frac{(b) + (c)}{(a)} \right\}$

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
〔着手延期〕届
〔中止〕

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受け
ました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業を下記のとおり〔着手延期〕
〔中止〕
したいので届け出ます。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業の着手延期（又は中止）しようとする理由
6. 事業の着手延期（又は中止）の期間
7. 事業の今後の計画

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業完了延期届

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の完了を下記理由により延期したいので届け出ます。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業完了を延期しようとする理由
6. 事業完了の予定年月日

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様 式 11 (第15条関係)

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
〔着手延期〕
〔30日以上中止〕
〔完了延期〕 について

令和 年 月 日付け 第 号をもって届出のありました上記については承認します。ただし、交付要綱第15条の規定により下記のとおり指示します。

記

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業 $\left(\begin{array}{c} \text{着 手} \\ \text{再 開} \end{array} \right)$ 届

令和 年 月 日付け 第 号をもって $\left(\begin{array}{c} \text{通 知} \\ \text{承 認} \end{array} \right)$ のあった休廃止鉱山の鉱

害防止に係るエネルギー使用合理化事業を下記のとおり $\left(\begin{array}{c} \text{着 手} \\ \text{再 開} \end{array} \right)$ しましたので届け出
ます。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 再開に至るまでの経緯（中止又は延期の場合記載）
6. 事業着手（又は再開）年月日
7. 事業完了予定年月日

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業実績報告書

令和 年 月 日をもって休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業が完了しましたので、事業報告書及び事業費決算書を添えて届け出ます。

記

1. 補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業の着手及び完了年月日
6. 事業の概要

事業の内容	計画事業量	事業量 (実績)	備考

7. 事業費決算額

(単位：円)

費 目	交付決定額	決算額	備 考
本事業費			
附帯事業費			
測量及び試験費			
用地費及び補償費			
事業雑費			
事務経費			
合 計			

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

〇〇〇鉱山に係る事業報告書

[鉱害防止事業]

(坑廃水の集水、導水若しくは処理(沈でん物のたい積等を含む。)施設の設置又は改修事業の場合)

1. 集水、導水施設の構造及び仕様
2. 坑廃水処理(沈でん物のたい積等を含む。)施設の種類、構造及び仕様
3. 実施方法
4. 使用した材料並びに機械器具の名称、種類、形式、容量及び使用台数
5. 事業により見込まれるエネルギーの削減効果等

(附帯事業の場合)

1. 当該事業に要した道路つけ(道路の構造、幅員、長さ等)
 2. その他の附帯事業の実績
- (注)いずれの場合も事業完成図(平面図、断面図)を添付すること。

[坑廃水処理設備改修]

1. 処理の方法及び系統
 - (1) 施設の種類、数及び最大能力
 - (2) 処理により沈でん物が生ずるときはその量及び処理方法
2. 処理に要した薬剤の種類及びその投入量
3. 処理に要した延人員
4. 処理後における目標水質の達成率及び緊急時にとった措置等
5. 事業により見込まれるエネルギーの削減効果等

(附帯事業の場合)

1. 当該事業に要した道路つけ(道路の構造、幅員、長さ等)
 2. その他の附帯事業の実績
- (注)いずれの場合にも事業完成図(平面図、断面図)を添付すること。

様式 15 (第17条関係)

〇〇〇〇鉱山に係る事業費決算書

1. 総括表

(単位：円)

区分	事項 費目	交付決定		実支出		確定 見込額	備考
		補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額		
支出	本事業費						
	附帯事業費						
	測量及び試験費						
	用地費及び補償費						
	事業雑費						
	事務経費						
	計						
収入	国庫補助金	×		×	×		
	地方公共団体負担金	×		×	×		
	その他	×		×	×		
	計	×		×	×		

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

- (注) 1. 事業費決算書として様式3の費目別内訳表を添付すること。
2. 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。
 3. 備考欄には費目の細目ごとに直営、委託、請負の別及び流用金額の流用元と流用先を記載すること。
 4. 同一細目で直営、委託、請負のそれぞれに係るものは、係るものすべてを記載すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番又はB列4番を使用すること。

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定をした令和 年度
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金について〇〇〇鉱山に係
る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業実績報告書及び事業費決算書の
審査並びに現地調査を行った結果、交付すべき補助金の額を金 円と確定した
ので、交付要綱第18条第1項の規定により通知します。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 補助金額 (交付要綱第18条第1項による額の確定額) 円
3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額 (4. - 3.) 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けました
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金の精算払いを受けたいの
で下記のとおり請求します。

記

(単位：円)

補助金確定額	概算払受領額	精算払請求額	備考

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあり
ました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金の概算払いを受け
たいので下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 (単位：円)

補助金交付決定額	概算払請求額	備考
		進捗率 %
		既受取額
	(交付決定額× %)	差引残額

2. 概算払を必要とする理由

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 21 (第23条関係)

取得財産明細書 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助
金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあり
ました、〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業により
取得しました財産の処分を行いたいので、交付要綱第24条第3項の規定に基づき申請し
ます。

記

1. 交付決定年月日 令和 年 月 日 第 号
 交付決定事業金額 円
 交付決定補助金額 円
2. 確定年月日 令和 年 月 日 第 号
 確定事業金額 円
 確定補助金額 円

3. 処分しようとする財産及びその理由

財産等の名称	規格	数量	単位	取得金額	処分の方法	処分の理由

4. 相手方（住所、氏名、使用の場所等）

5. 処分の条件

- (注) 1. 処分の方法には、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載すること。
 2. 相手方及び処分の条件には、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等に相手のあ
 る場合、それぞれの相手及び条件について記載すること。

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助
金財産処分収入報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあり
ました、〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業により
取得しました財産の処分により収入金がありましたので、交付要綱第24条第4項の規定
に基づき報告します。

記

1. 交付決定年月日 令和 年 月 日 第 号
 交付決定事業金額 円
 交付決定補助金額 円
2. 確定年月日 令和 年 月 日 第 号
 確定事業金額 円
 確定補助金額 円
3. 収入金の合計額 円

4. 処分した財産及び収入金の内容

財産等の名称	数量	取得単価	取得 年月日	処分 年月日	処分によ る収入金	処分の方法
合 計			—	—		—

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の住所

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金
交付申請書

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費の補助金として金 円
の交付を受けたいので事業計画書及び事業費明細書を添えて申請します。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称及び鉱種名
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 鉱害の状況等
 - (1) 事業を実施する箇所の状況
 - (2) 予想される鉱害の種類及び規模
 - (3) 事業を必要とする理由
5. 事業計画の概要
事業の内容、事業箇所、事業の規模等
6. 事業による効果
見込まれるエネルギーの削減効果等
7. 事業遂行計画
事業の内容、事業費等についての年次計画、事業の実施順序等
8. 事業の着手及び完了予定年月日

9. 坑廃水処理設備改修補助事業の経費の配分及び調達方法

(単位：円)

費目 \ 事項		坑廃水処理設備改修経費	補助対象経费率	坑廃水処理設備改修補助対象経費	補助金額
支出	本事業費				
	附帯事業費 測量及び試験費 用地費及び補償費 事業雑費 事務経費				
	合計				
収入	国庫補助金				
	地方公共団体負担 坑廃水処理事業者負担				
	合計				

(注) 交付要綱第50条第3項に係るものについては、「補助対象経费率」を「特措法第13条第3項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入」と読み替えること。

10. 添付資料

(1) 鉱害の状況を説明する資料

- イ 坑廃水処理補助対象鉱山の位置を示す図面
- ロ 水質の分析値等に関する資料
- ハ 事業箇所とその下流において鉱害を発生するおそれのある物件の関係を示す図面

(2) 事業実施に伴う利害関係者の同意書

(3) 事業の実施中及び完成後における安全面及び環境面に関して、責任の所在が明確となる保安管理機構表等の資料

(4) 坑廃水処理設備改修補助対象経費を算出する基礎とした資料

(5) 事業の実施中及び完成後において当該事業の管理者となるべき当該人の事業及び当該施設の管理（安全面及び環境面を含む）に関する誓約書

(6) 坑廃水処理事業者が地方公共団体ではない場合は、次に掲げる事項を記載した資料

- イ 坑廃水処理事業者の営む主な事業
- ロ 坑廃水処理事業者の資産及び負債に関する事項
- ハ 坑廃水処理事業者の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- ニ 申請者の役員等名簿

(注) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合

事業計画書

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称

2. 坑廃水流出の状況

- (1) 処理すべき排出口等の鉱山施設名
- (2) 処理すべき坑廃水の量及び水質

3. 事業の内容

(坑廃水の集水、導水若しくは処理(沈でん物のたい積等を含む。)施設の改修事業の場合)

- (1) 集水、導水施設の構造及び仕様
- (2) 坑廃水処理(沈でん物のたい積等を含む。)施設の種類、構造及び仕様
- (3) 実施方法
- (4) 使用する材料並びに機械器具の名称、種類、形式、容量及び使用台数
- (5) 事業により見込まれるエネルギーの削減効果等

(附帯事業の場合)

- (1) 当該事業に要する道路つけ(道路の構造、幅員、長さ等)
- (2) その他の附帯事業の内容

4. 事業の実施における管理体制

- (1) 処理事業の実施における安全面及び環境面に関する管理体制及びその内容
- (2) 処理水の水質管理方法

5. 添付書類

- (1) 坑廃水処理系統図(関係河川名も明示すること。)
- (2) 処理施設図(平面図、断面図)
- (3) 事業対象物件の位置図
- (4) 事業計画図(平面図、断面図)
(注)現状と計画を区別して作成し、事業対象物件の名称、地形、付近の物件並びにかん止堤等の防護施設を記入すること。
- (5) 防護施設の設計図
- (6) 運搬計画図
(注)運搬先の位置、名称、地形、面積及び付近の物件を記入すること。
- (7) 事業を請負わせる又は委託する場合、その契約書又は契約書(案)の写し

事業費明細書
(〇〇鉱山分)

1. 総括表

(単位：円)

費目	費目の細目	坑廃水処理設備改修経費	坑廃水処理設備改修補助対象経費	補助金額
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費税相当額 小計			
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費税相当額 小計			
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費税相当額 小計			
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費税相当額 小計			
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費税相当額 小計			
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費税相当額 小計			
合 計				

2. 個 表

事業対象物件名：

(単位：円)

費目	費目の細目	坑廃水処理設備改修経費	坑廃水処理設備改修補助対象経費	補助金額	備考
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費税相当額 小 計				
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費税相当額 小 計				
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費税相当額 小 計				
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費税相当額 小 計				
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費税相当額 小 計				
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費税相当額 小 計				
合 計					

- (注) 1. 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。
 2. 備考欄に費目の細目ごとに直営、委託、請負の別を記載すること。
 3. 同一項目で直営、委託、請負のそれぞれに係るものは、係るものすべてを記載すること。

3. 費目別内訳表

(1) 本事業費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(2) 附帯事業費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(3) 測量及び試験費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(4) 用地費及び補償費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(5) 事業雑費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

(6) 事務経費内訳表

(単位：円)

費目	事業種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
消費税及び地方消費税相当額								
計								

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第6条第1項及び休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条及び交付要綱第31条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった〇〇〇鉱山に係るものであって、その内容は申請書記載のとおりとする。
2. 坑廃水処理設備改修補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、坑廃水処理設備改修補助事業の内容が変更された場合において坑廃水処理設備改修補助対象経費又は補助金の額に変更が生じたときは別に通知するところによる。

坑廃水処理設備改修経費	円
坑廃水処理設備改修補助対象経費	円
補助金額	円

3. 経費の配分

(単位：円)

費目	坑廃水処理設備 改修経費	坑廃水処理設備改 修補助対象経費	補助金額
本事業費			
附帯事業費			
測量及び試験費			
用地費及び補償費			
事業雑費			
事務経費			
合計			

4. 補助金の交付を受けた坑廃水処理事業者は、適正化法、その他の法令及び交付要綱に従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者の名称及び不正の内容の公表。

5. 補助金の交付を受けた坑廃水処理事業者は、前項に定めるもののほか、当該事業の実施に関し、産業保安監督部長が指示した保安に関する事項を遵守しなければならない。

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

7. 補助金の交付を受けた坑廃水処理事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(注) 6. の条件については、交付申請書において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金
交付申請取下届

令和 年 月 日付け 第 号をもって休廃止鉱山の鉱害防止に係るエ
ネルギー使用合理化事業費補助金の補助金交付決定の通知を受けましたが、当該決定の通
知に係る補助金の交付の申請は、下記により取り下げます。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 取り下げようとする事業の種類
5. 取り下げの理由

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業について下記のとおり内容を変更したいので、変更部分に係る事業計画書及び変更に伴う事業費対照表を添えて申請します。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業を変更しようとする理由
6. 変更事業の内容
7. 事業の着手及び完了予定年月日

変更に伴う事業費対照表（〇〇〇鉱山分）

1. 総括表

（単位：円）

費目	費目の細目	変更前			変更後		
		坑廃水処理設備改修経費	坑廃水処理設備改修補助対象経費	補助金額	坑廃水処理設備改修経費	坑廃水処理設備改修補助対象経費	補助金額
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費税相当額 小計						
附帯事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方消費税相当額 小計						
測量及び試験費	測量及び試験費 消費税及び地方消費税相当額 小計						
用地費及び補償費	用地費及び補償費 消費税及び地方消費税相当額 小計						
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方消費税相当額 小計						
事務経費	事務経費 消費税及び地方消費税相当額 小計						
合計							

2. 個 表

計画を変更した事業対象物件名：

(単位：円)

費 目	費目の細目	変更前			変更後			備考
		坑廃水 処理設 備改修 経費	坑廃水 処理設 備改修 補助対 象経費	補助金 額	坑廃水 処理設 備改修 経費	坑廃水 処理設 備改修 補助対 象経費	補助金 額	
本事業費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方 消費税相当額 小 計							
附帯事業 費	直接事業費 間接事業費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税及び地方 消費税相当額 小 計							
測量及び 試験費	測量及び試験費 消費税及び地方 消費税相当額 小 計							
用地費及 び補償費	用地費及び補償 費 消費税及び地方 消費税相当額 小 計							
事業雑費	事業雑費 消費税及び地方 消費税相当額 小 計							
事務経費	事務経費 消費税及び地方 消費税相当額 小 計							
合 計								

注1. 様式26の費目別内訳表を対照表の形式にした費目別内訳対照表を添付すること。

2. 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。

3. 備考欄に費目ごとに直営、委託、請負の別を記載すること。

4. 同一細目で直営、委託、請負のそれぞれに係るものは、係るものすべてを記載すること。

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の計画変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の計画変更承認申請については、下記のとおり承認したので、交付要綱第33条第2項の規定により通知します。

記

1. 坑廃水処理設備改修補助対象経費及び補助金額

坑廃水処理設備改修経費	円
坑廃水処理設備改修補助対象経費	円
補助金額	円

2. 経費の配分

(単位：円)

費目	坑廃水処理経費	坑廃水処理補助対象経費	補助金額
本事業費			
附帯事業費			
測量及び試験費			
用地費及び補償費			
事業雑費			
事務経費			
合計			

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業進捗状況報告書 (第 /四半期分)

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業第 /四半期の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類

5. 事業の進捗状況 (単位：円)

事業の内容	計画事業費 (a)	第 /四半期 末までの実施事 業費 (b)	第 /四半期 の実施事業費 (c)	進 捗 率 (%) $\left\{ \frac{(b)+(c)}{(a)} \right\}$

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業

〔着手延期〕
〔中止〕 届

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受け
ました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業を下記のとおり
〔着手延期〕
〔中止〕
したいので届け出ます。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業の着手延期（又は中止）しようとする理由
6. 事業の着手延期（又は中止）の期間
7. 事業の今後の計画

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業完了延期届

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業の完了を下記理由により延期したいので届け出ます。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業完了を延期しようとする理由
6. 事業完了の予定年月日

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 34 (第38条関係)

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
〔着手延期〕
〔30日以上中止〕について
〔完了延期〕

令和 年 月 日付け 第 号をもって届出のあった上記については承認します。ただし、交付要綱第38条の規定により下記のとおり指示します。

記

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業 $\left(\begin{array}{c} \text{着 手} \\ \text{再 開} \end{array} \right)$ 届

令和 年 月 日付け 第 号をもって $\left(\begin{array}{c} \text{通 知} \\ \text{承 認} \end{array} \right)$ のありました休廃

止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業を下記のとおり $\left(\begin{array}{c} \text{着 手} \\ \text{再 開} \end{array} \right)$ しました
ので届け出ます。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 再開に至るまでの経緯（中止又は延期の場合記載）
6. 事業着手（又は再開）年月日
7. 事業完了予定年月日

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業実績報告書

令和 年 月 日をもって休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業が完了しましたので、事業報告書及び事業費決算書を添えて届け出ます。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 事業対象物件の名称
3. 事業対象物件の所在地
4. 事業の種類
5. 事業の着手及び完了年月日
6. 事業の概要

事業の内容	計画事業量	事業量 (実績)	備考

7. 事業費決算額

(単位：円)

費 目	交付決定額	決算額	備 考
本事業費			
附帯事業費			
測量及び試験費			
用地費及び補償費			
事業雑費			
事務経費			
合 計			

(注) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

備 考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

〇〇〇鉱山に係る事業報告書

(坑廃水の集水、導水若しくは処理(沈でん物のたい積等を含む。)施設の改修事業の場合)

1. 集水、導水施設の構造及び仕様
2. 坑廃水処理(沈でん物のたい積等を含む。)施設の種類、構造及び仕様
3. 実施方法
4. 使用した材料並びに機械器具の名称、種類、形式、容量及び使用台数
5. 事業により見込まれるエネルギーの削減効果等

(附帯事業の場合)

1. 当該事業に要した道路つけ(道路の構造、幅員、長さ等)
2. その他の附帯事業の実績

(注)いずれの場合にも次に掲げる書類を添付すること。

1. 坑廃水処理系統図(関係河川名も明示すること。)
2. 処理施設図(平面図、断面図)
3. 事業対象物件の位置図
4. 事業完成図(平面図、断面図)

(注)計画と実績を区別して作成し、事業対象物件の名称、地形、付近の物件並びにかん止堤等の防護施設を記入すること。

5. 防護施設の完成図
6. 運搬実施図(運搬先の位置、名称、地形、面積及び付近の物件を記入すること。)

〇〇〇鉱山に係る事業費決算書

1. 総括表

(単位：円)

区分	事項 費目	交付決定			実支出			確定見 込額	備考
		坑廃水 処理設 備改修 経費	坑廃水処 理設備改 修補助対 象経費	補助 金額	坑廃水 処理設 備改修 経費	坑廃水処 理設備改 修補助対 象経費	補助 金額		
支出	本事業費		—	—		—	—		
	附帯事業費								
	測量及び試験 費								
	用地費及び補 償費								
	事業雑費								
	事務経費								
	計								
収入	国庫補助金								
	地方公共団体 負担金								
	坑廃水処理事 業者負担								
	計								

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

- (注) 1. 事業費決算書として様式26の費目別内訳表を添付すること。
2. 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。
 3. 備考欄には費目の細目ごとに直営、委託、請負の別及び流用金額の流用元と流用先を記載すること。
 4. 同一細目で直営、委託、請負のそれぞれに係るものは、係るものすべてを記載すること。
 5. 交付要綱第50条第3項に係るものについては、「特措法第13条第3項に規定する指定特定施設に係る鉾害防止事業基金の運用により生ずる収入」を記載した書面を添付すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番又はB列4番を使用すること。

番 号
年 月 日

あて

産業保安監督部長名

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定をした令和 年度
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金について〇〇〇鉱山に係
る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業実績報告書及び事業費決算書の
審査並びに現地調査を行った結果、交付すべき補助金の額を金 円と確定した
ので、交付要綱第41条第1項の規定により通知します。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱第42条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
2. 補助金額 (交付要綱第41条第1項による額の確定額) 円
3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額 (4. - 3.) 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式 41 (第43条関係)

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けました
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金の精算払いを受けたいの
で下記のとおり請求します。

記

(単位：円)

補助金確定額	概算払受領額	精算払請求額	備考

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業
費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあり
ました休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金の概算払いを受け
たいので下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 (単位：円)

補助金交付決定額	概算払請求額	備考
		進捗率 %
		既受取額
	(交付決定額× %)	差引残額

2. 概算払を必要とする理由

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 43 (第46条関係)

取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第47条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

様式 44 (第46条関係)

取得財産明細書 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第47条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助
金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあり
ました、〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業により
取得しました財産の処分を行いたいので、交付要綱第47条第3項の規定に基づき申請し
ます。

記

1. 交付決定年月日 令和 年 月 日 第 号
交付決定事業金額 円
交付決定補助金額 円
2. 確定年月日 令和 年 月 日 第 号
確定事業金額 円
確定補助金額 円

3. 処分しようとする財産及びその理由

財産等の名称	規格	数量	単位	取得金額	処分の方法	処分の理由

4. 相手方 (住所、氏名、使用の場所等)

5. 処分の条件

- (注) 1. 処分の方法には、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載すること。
2. 相手方及び処分の条件には、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等に相手のあ
る場合、それぞれの相手及び条件について記載すること。

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。

年 月 日

産業保安監督部長 殿

坑廃水処理事業者の名称及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助
金財産処分収入報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあり
ました、〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業により
取得しました財産の処分により収入金がありましたので、交付要綱第47条第4項の規定
に基づき報告します。

記

1. 交付決定年月日 令和 年 月 日 第 号
交付決定事業金額 円
交付決定補助金額 円
2. 確定年月日 令和 年 月 日 第 号
確定事業金額 円
確定補助金額 円
3. 収入金の合計額 円

4. 処分した財産及び収入金の内容

財産等の名称	数量	取得単価	取得年 月日	処分年 月日	処分による収 入金	処分の方法
合計			—	—		—

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A列4番を使用すること。